## 公告第8号

みやぎ県南中核病院附属村田診療所建設事業について、公募型プロポーザルを次のとおり実施する。

令和4年8月15日

みやぎ県南中核病院企業団 企業長 下瀬川 徹

- 第1 公募型プロポーザルに付する事項
  - 1 事業名

みやぎ県南中核病院附属村田診療所建設事業

2 事業目的及び内容 別紙「みやぎ県南中核病院附属村田診療所建設事業仕様書(以下「仕様書」という。)」 のとおり

3 事業期間

事業者提案施設の事業期間は原則20年とし、施設の内容は事業者の企画による自由提案とする。なお、建設等に要する期間は事業期間に含まないものとする。

(建設期間は提案によるが、令和5年度中の診療所開院を目指すものとする。)

4 提案上限金額

338,000 千円 (20 年間のリース料総額・消費税額及び地方消費税額 10%分を含んだ金額とする)

※この金額は予定価格を示すものではなく、事業規模を示すものである。

## ※この金額を超えた提案は失格とする。

5 事務担当

みやぎ県南中核病院管財課(担当: 亀梨、関根)

住所 〒989-1253 宮城県柴田郡大河原町字西38番地1

電話 0224-51-5500 (内線 6050) FAX 0224-51-5515

電子メール gikai-shomu@southmiyagi-mc.jp

### 第2 参加資格要件

プロポーザルに参加する者(以下「提案参加者」という。)は、次の各号に掲げる要件を満たしている企業又は共同企業体とする。ただし、一つの企業が複数の企画提案に参加することはできない。

- 1 単独企業に関する要件
- (1) 次のいずれにも該当しないものであること。
  - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者
  - イ 参加申込時において、宮城県、村田町、大河原町、柴田町、角田市のいずれかか ら指名停止期間中の者
  - ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者ただし、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生手続終結又は再生手続終結の決定を受けた者については、当該更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
  - エ みやぎ県南中核病院企業団の締結する契約等における暴力団等の排除に関する 規程(平成24年企業団管理規程第30号)別表各項に該当する者
- 2 共同企業体の要件
- (1) 自主結成とし、構成企業間で協定を締結していること。
- (2) 代表企業を選定し、この代表企業を共同企業体の代表者として発注者と契約の締結が行なえること。この場合、代表企業は発注者に対して全ての責任を負うものとする。
- (3)みやぎ県南中核病院企業団の締結する契約等における暴力団等の排除に関する規程 (平成24年企業団管理規程第30号)別表各項に該当しない者であることを、共同企 業体の全ての構成企業が満たしていること。

## 第3 実施スケジュール

4 参加意志表明書提出期限 令和4年9月 7日(水)まで

5 企画提案書提出期限 令和4年10月7日(金)まで

6 関係書類の閲覧期間 令和4年10月7日(金)まで

※期限については、記載されている日付の午後5時00分までとする。

#### 第4 参加手続等

1 みやぎ県南中核病院附属村田診療所建設事業公募型プロポーザル実施要領及び仕様

### 書、所定様式の交付

(1)公開期間

公告の日から令和4年10月7日(金)まで

(2) 公開場所

みやぎ県南中核病院ホームページ(https://www.southmiyagi-mc.jp)からダウンロードすること。

なお、郵送による配付は行わないものとする。

- 2 質問書の提出及び回答
  - (1) 提出期限

令和4年8月23日(火)午後5時00分(必着)

(2) 提出先

みやぎ県南中核病院管財課(担当: 亀梨、関根)

住所 〒989-1253 宮城県柴田郡大河原町字西38番地1

電話 0224-51-5500 (内線 6050) FAX 0224-51-5515

電子メール gikai-shomu@southmiyagi-mc.jp

(3)提出書類

質問書(様式5)

(4) 受付方法

電子メール(但し、メール送信した際、提出先に電話により到着確認をすること)

(5) 回答方法

令和4年8月30日(火)までに、質問者に対して電子メールで回答する。

なお、質問要旨及び回答内容は、みやぎ県南中核病院ホームページにも掲載する。

- 3 参加意志表明書の提出
  - (1) 受付期間

公告の日から令和4年9月7日(水)まで(みやぎ県南中核病院企業団の休日を定める条例(平成10年条例第2号)第1条に規定する企業団の休日(以下「企業団の休日」という。)を除く。)の午前8時30分から午後5時00分まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 提出先

本公告第1第5項に記載のとおり

(3)提出方法

持参又は郵送による。郵送の場合は、書留等の発送・配達の確認ができる方法に よることとし、提出期限までに到着したものを有効とする。電子メールによる提出 は受け付けない。

(4) 提出書類

ア 参加意思表明書(様式1)

- イ 法人概要 (パンフレット可)
- ウ 履歴事項全部証明書の写し(最新の登録事項を確認できるもの)
- エ 財務諸表の写し(直近2年分)
- オ 共同企業体の結成に係る協定書の写し(共同企業体に限る)
- 4 企画提案書等の提出

提案参加者は、次に掲げる事項に基づき必要書類を提出すること。

(1)受付期間

公告の日から令和4年10月7日(金)まで(企業団の休日を除く)の午前8時30分から午後5時00分まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 提出先

本公告第1第5項に記載のとおり

(3)提出方法

持参又は郵送による。郵送の場合は、書留等の発送・配達の確認ができる方法に よることとし、提出期限までに到着したものを有効とする。電子メールによる提出 は受け付けない。

(4) 提案数

1者1提案とする。

(5)提出書類

提案参加者は、次に掲げる書類(全て原本1部及び写し10部)を提出すること。 なお、写し10部のうち、9部については、社名を記載しない等提案者が特定されない状態にして提出すること。

ア 企画提案書 (様式2及び別紙任意様式)

イ 業務実績表(様式3)

平成29年4月1日から令和4年3月31日までの期間に、類似する事業を 行った主な実績について、発注者、実施年度、実施内容等を記録すること。 なお、印影又は個人情報を黒塗りにした業務実績がわかる契約書及び仕様書を 1業務分添付すること。

ウ 業務実施体制(様式4)

本業務を受託するに当たっての業務責任者及び各メンバーの本業務における役割等を記載すること。

エ 事業実施スケジュール(任意様式)

令和4年10月下旬に契約を締結し、10月下旬から事業を実施するものと 想定し、事業期間中の事業スケジュール案を記載すること。

才 提案図面(任意様式)

事業者提案施設の配置図、平面図、立面図、断面図、設計概要書

カ 見積書(任意様式)

経費内訳については、本事業を実施するために必要な経費(消費税等含む)を 記載することとし、できるだけ具体的に記載すること。

(事業者提案施設の設計、建設、維持管理、公租公課に関する総事業費用の額と その構成)

- キ 有資格者の資格の写し
- ク 提案内に地域貢献に資するものがあれば、その内容。(任意様式)
- ケ 別紙仕様書内、3 事業の概要・目的に記載してある本事業のコンセプト「高齢者にやさしい診療所」の内容。(任意様式)

### (6) 提出書類の記載要領

- ア 企画提案書は、A4 判縦サイズに横書きで記載し、印刷したものを、クリップ等で左とじして提出すること。ただし、図表等については、必要に応じて A4 判横又は A3 判横(折り込むようにすること。)も可とする。
- イ 企画提案書は30ページ(表紙、目次を除き、図表等を含む。両面印刷で15枚)を上限として、簡潔かつ明瞭に記述すること。(A3判横はA4判2ページ 分の扱いとする。)
- ウ 企画提案書に用いる文字サイズは、11ポイント以上(図中の説明は8ポイント以上)とすること。
- エ 専門用語や略語等には注釈を付すなど、一読して理解しやすいものとすること。
- オ 企画提案書には、別表に掲げる評価基準及び仕様書を踏まえ、想定する実施内 容等を具体的に記載すること。

## 5 関係資料の閲覧

公告の日から令和4年10月7日(金)まで(企業団の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時00分まで(正午から午後1時までを除く。)の期間、仕様書別紙に掲げる「提供可能資料一覧」を閲覧(ただし個人情報を除く。)できるものとする。

資料の閲覧については、複数回の閲覧が可能であるが、閲覧には発注者の立会いを要することとなるため、1回目の閲覧時間は、1者2時間以内とする。

なお、2回目以降の閲覧については、閲覧日時は最大限申込者の意向に配慮した 上で発注者が指定する日時とし、閲覧時間は30分以内とする。

#### (1) 申込先

本公告第1第5項に記載のとおり

(2) 閲覧の申込方法

電話又は電子メールにて閲覧希望日の3日前までに連絡すること。

(3) 閲覧場所

閲覧場所及び日時については、受付後、調整の上、別途連絡する。

## (4) その他

- ア 1者2名以下で1者ごとに行う。
- イ 資料の貸出は行わない。
- ウ 閲覧資料の写真撮影 (ただし個人情報を除く。) は発注者の許可のもと可能 とする。
- エ 「提供可能資料一覧」の中で、項目を代表する資料のみの閲覧となる場合がある。

## 第5 事業候補者の選定

### 1 審査方法

- (1)発注者は、プロポーザルについて審査を行うため、みやぎ県南中核病院附属村田診療所建設事業プロポーザル審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- (2) 委員会は、提案参加者の提出書類、ヒアリング及びプレゼンテーションに基づき審査を行う。
- (3) 委員会は、別表に定める評価基準により総合的な評価を行い、得点が最も高い提案参加者を本事業の事業候補者とする。
- (4) 企画提案が1者であった場合でも審査を行う。
- (5)前4号に定めるもののほか、委員会の組織及び運営、審査基準に関し必要な 事項は別に定める。
- 2 ヒアリング及びプレゼンテーション
  - (1) 実施日は令和4年10月中旬~下旬とする。
  - (2) 日時及び場所の詳細については、別途連絡する。
  - (3) 新型コロナウィルス感染拡大防止の観点から、ウェブ会議システムを活用し オンラインで実施する場合がある。
  - (4) 出席者は3名以内とし、業務責任者は必ず出席する。
  - (5) 1 企画提案 20 分以内のプレゼンテーションの後、質疑応答 (20 分程度) を 行う。

なお、プレゼンテーション時にウェブ会議システムにおける画面共有を使用する場合には、事前に提出した提出書類以外の資料の利用は認めない。(対面で行う場合、プレゼンテーション時にパソコン、プロジェクター等を使用する場合には、担当課に事前に連絡し、相談すること。)

(6) 複数社から企画提案があった場合は、企画提案書の提出時における受付順に 実施する。

## 3 審査結果

発注者は、前項の規定に基づく審査結果について、提案参加者全員に書面で通知 するものとする。

#### 第6 契約の締結

発注者は、本業務の事業候補者決定後、提出された企画提案書及びプレゼンテーションでの質疑応答内容を事業候補者と協議するとともに、事業候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認して随意契約を締結する。ただし、事業候補者が、契約締結までに指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合は契約を締結しないものとし、この場合、審査において次点であった提案参加者と改めて協議を行うものとする。

### 第7 その他

- 1 プロポーザルへの参加に係る一切の経費は、提案参加者の負担とする。
- 2 企画提案書等の提出物は返却しない。

また、企画提案書に含まれる著作物の著作権は提案参加者に帰属することとするが、発注者は、提案内容の審査等、本業務上必要な場合に限り、その写しを使用できるものとする。

- 3 提出書類の提出後の変更、差替え及び再提出は一切認めないものとする。
- 4 次のいずれかに該当する企画提案は失格とする。
  - (1) 提案上限額を超えた提案
  - (2) 本業務の仕様を満たさない提案
  - (3) 参加意思表明書の誓約事項に虚偽があった者による提案
  - (4) 企画提案書に虚偽の記載をした提案
  - (5) 誤字又は脱字等により意思表示が不明確な提案
  - (6) 2 通以上の企画提案書によりなされた提案

## 5 募集の中止

(1) 本企業団は、応募企業又は応募グループが談合又は不穏な行動をしている等の 恐れがあり、本公募における手続き又は事業者の選定を公平に行うことが出来 ないと認めた場合は、応募企業又は応募グループが本事業に参加することを認 めないこと、又は、本事業における事業者の選定を延期もしくは中止することが 出来る。

## 6 留意事項

- (1) 本企業団は、企画提案書等の提出をもって、応募企業又は応募グループが本公募 要項及び要求水準書の記載内容及び条件を承諾したものとみなす。
- (2) 企画提案書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 提案内容の審査にあたり、審査委員が必要と認める場合は応募企業又は応募グループから必要最小限の範囲で追加資料の提出を求める場合がある。
- (4) 企画提案書の作成のために本企業団より受領した資料は、本院の了解なく公表 又は他の目的のために使用することはできない。

### 7 辞退届の提出

- (1) 応募企業又は応募グループ及び優先交渉権者が辞退する場合、速やかに辞退届 (様式任意) を提出すること。提出先は本公告第1第5項に同じ。なお、グループ での参加の場合、代表者が提出すること。
- 8 その他不明な点については、本公告第1第5項「事務担当」まで問い合わせること。 別表 評価基準(第5関係)

次に定めた審査項目及び配点は下記のとおりとする。

審査項目	審査基準	配点
①事業の取組みについて	・募集要項の事業スケジュールを踏まえ、契約締	
	結から完成引渡しまでのスケジュールに妥当	
	性はあるか。	
	・事業の実施にあたり適切かつ効率的な組織体制	3 0
	が確立されているか。	
	・豊富な類似実績を有するか。	
	・追加提案がある場合はその内容。	
②提案書及び提案図面に	・診療所が地域との景観を考慮し工夫されたもの	
ついて	か。	
	・「高齢者にやさしい診療所」のコンセプトが反映	
	されているか。	5 0
	・平面・断面計画等の適合性。	
	・設備計画等の適切性。	
	・構造計画の適切性(耐震性能の確保等)	
③事業費用総額	・事業者提案施設の事業費用の総額	1 0
④地域貢献	・提案する内容が地域貢献に資する内容であるか	1 0
合 計		1 0 0

# 採点基準は下記のとおりとする。

各審査項目の評価の目安	各配点の採点
応募企業又は応募グループの中での評価1位	配点×100%
応募企業又は応募グループの中での評価2位	配点×90%
応募企業又は応募グループの中での評価3位	配点×70%
応募企業又は応募グループの中での評価4位	配点×50%
応募企業又は応募グループの中での評価5位以下	配点×0%